

令和 5 年 7 月 4 日

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10 時～17 時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村		法適用日
山口県	山口市（やまぐちし） 美祢市（みねし）	令和 5 年 6 月 30 日

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上